

I. 保証申込の形態

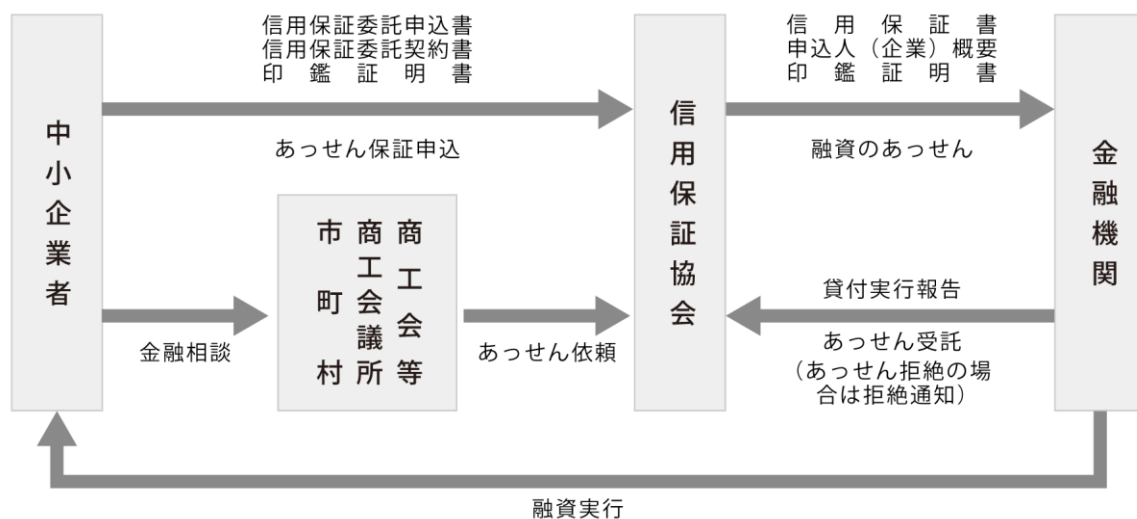
1. 金融機関経由保証

中小企業者が取引金融機関に融資を申込み、金融機関において審査の結果、信用保証協会の保証付で融資することになった場合、当該金融機関を経由して保証申込をする方法です。

したがって、申込関係書類は当該金融機関において申受けのうえ、信用保証協会へ提出します。信用保証協会は申込受付後、審査のうえ保証の諾否・金額を決定し、「信用保証書」を当該金融機関へ発行します。

2. あっせん保証

- (1) 金融機関になじみのない中小企業者が信用保証協会または申込受付機関に保証申込をし、信用保証協会において審査の結果、保証を適当と認めたものについて、信用保証協会が申込書類に信用保証書を添えて中小企業者が希望する金融機関へ融資をあっせんします。
- (2) 金融機関が融資できない場合は、一般文書に理由を付記し信用保証書を添付のうえ信用保証協会へ通知してください。
- (3) 保証条件の変更を必要とする場合は、貸付実行前にお申出ください。



3. 金融機関紹介

十分な資金が調達できない、あるいは、主たる取引金融機関がない等の理由により、中小企業者が金融機関の紹介を希望する際に、信用保証協会が窓口となり金融機関を紹介するものです。

事業者へのヒアリングや申受けした資料等から、信用保証協会が金融機関紹介の可否を判断し、紹介することが適当と判断した場合は、紹介先金融機関に連絡します。

なお、紹介先となる金融機関は、金融機関の立地や取引方針など事業者の意向、希望を踏まえて選定しますが、事業者へのヒアリングや申受けした資料等から、信用保証協会が金融機関を紹介することが適当ではないと判断した場合は、金融機関の紹介を見送りする場合があります。

【具体的な相談例】

- ・創業資金を借入したいので、金融機関を紹介して欲しい。
- ・借入が初めてで、どこに相談したらよいかわからない。
- ・メイン取引をしている金融機関がなく、取引金融機関を見つけたい。
- ・十分な資金を調達するため、融資窓口を広げたい。

II. 保証の形態

1. 個別保証（個々の貸付を都度保証）

（1）手形貸付・証書貸付保証

一個の確定債権に対する保証で、貸付期間を保証期間とする保証です。

（2）手形（電子記録債権）割引保証

一葉の商業手形（電子記録債権）の割引に対する保証で、割引の日から当該手形（電子記録債権）の支払期日までを保証期間とする保証です。

2. 根保証（詳しくは第7章を参照ください。）

（1）手形貸付根保証

一定の極度額と保証期間を定め、この範囲内において反復継続して行われる手形貸付の保証です。

（2）手形（電子記録債権）割引根保証

一定の極度額と保証期間を定め、この範囲内において反復継続して行われる商業手形（電子記録債権）割引の保証です。

(3) 当座貸越（貸付専用型）根保証・事業者カードローン当座貸越根保証

一定の貸越（貸付）限度額と保証期間を定め、この範囲内において反復継続して行われる貸越取引の保証です。

III. 保証申込

1. 保証申込書類

保証の申込みには、下表に記載された書類の添付が必要です。

そのほか、制度融資等に定められた添付資料や追加資料の提出が必要となる場合があります。

	書類名	様式番号	留意事項
必要書類	信用保証依頼書	2002	保証申込の都度、毎回必要となります。金融機関にて作成願います。
	信用保証委託申込書	2001	保証申込の都度、毎回必要となります。
	信用保証委託契約書（後取り）	2001-1	保証申込の都度、毎回必要となります。日付欄には記入日を記載いただき、印鑑登録されている実印を押印願います。 なお、融資実行後に速やかに送付願います。 また、委託者（被保証人）および、連帯保証人の住所・氏名（商号）は、印鑑証明書（法人の場合は、商業登記簿謄本）どおりに記載願います。 ※金額を訂正した信用保証委託契約書は利用できません。
	申込人（企業）概要	2003	保証申込の都度、毎回必要となります。 ただし、2 回目以降の申込みにあたっては変更がある場合のみ添付が必要です。
	保証人等明細	2005	保証申込の都度、毎回必要となります。
	個人情報の取扱いに関する同意書	2012	令和 2 年 9 月から「個人情報の取扱いに関する同意書」の取扱いを「個人同意」から「包括同意」に改正しました。改正後の包括同意書を信用保証協会に提出している場合は、取得金融機関以外からの保証申込であっても、以後の個別の同意書徴収は不要です。（詳細は第 2 章 V. 7（3）を参照ください。）
	確定申告書（写）（決算書）		原則、直近 2 期分（別表および勘定科目内訳明細のあるもの）が必要になります。 前回までの利用時に提出済みの場合や、業歴が満たない場合には不要です。 必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合があります。 原則は上記の通りですが、必ず添付が必要な決算書類は次のとおりです。 ・確定した決算書 貸借対照表、損益計算書（販売費および一般管理費の計算内訳、たな卸資産の計算内訳、製造原価報告書を含む）、株式資本等変動計算書（旧損益金処分計算書を含む）、個別注記表 ・税務申告書の別表二（同族会社の判定に関する明細書） ※別表二に代えて、株主（出資者）名簿の添付でも構いません。 ・勘定科目内訳の内、預貯金等の内訳書、借入金および支払利子の内訳書 ※上記内訳書に代えて、取扱金融機関で作成した「金融機

			関取引状況表」等の添付でも構いません。 ・必要に応じて、この他に内訳書等の提出をお願いすることがあります。																	
	残高試算表		原則、決算期から6ヵ月以上経過している場合は必要となる場合があります。																	
	商業登記簿謄本		初回申込時または登記事項等に変更があったときに「商業登記簿謄本」が必要となります。 金融機関で原本を必要とされる場合は写で構いません。 なお、「登記情報提供サービス」により取得した登記情報には法的な証明力がないことから、登記事項証明書の申受けが必要となります。（第3章Ⅲ. 3.（2）②を除く。）商業登記簿謄本は、商号・資本欄が1丁以外のものおよび商業登記事務のコンピュータ化により商業登記簿謄本が閉鎖されているものは、それぞれ閉鎖登記簿謄本が必要です。 なお、商業登記事務のコンピュータ化移行後3年を経過しているものについては、閉鎖事項全部証明が必要となりますが、抹消された登記事項がなく閉鎖事項証明書が交付されない場合は、「閉鎖事項証明書（全部）」がないことの確認書（様式2037）」が必要です。																	
必要に応じて提出いただく資料	許認可証等（写）		事業上必要な許認可証等（主たる事業の主たる事務所）の写を添付願います。ただし、資金使途が特定の事業に係るものである場合には、当該事業に係る許認可証等の写を添付願います。なお、すでに提出済みで、その許認可証等が有効期限内である場合には添付不要です。																	
	営業実態および経営実態調査報告書	2127-1	保証申込時点で「プロパー融資残高」がない場合に必要となります。 「プロパー融資残高」の対象範囲は次のとおりです。 ①協調融資（同時実行または保証付融資の事後であっても、当該保証付融資と一連の関連性が認められる場合を含む） ②貸付形式は、手形貸付・証書貸付・手形（電子記録債権）割引・当座貸越・支払承諾・社債のいずれか。 ③貸出限度額の設定のある先（申込時点における残高の有無は問わない）を含む。 ※民間保証会社ローン、住宅ローン、マイカーローン等は対象外。 なお、「プロパー融資残高」がない場合でも、次のいずれかに該当する場合は提出を省略することができます。 ①取扱金融機関において既に保証付利用残高がある場合 ②申込時点で融資残高はないが完済後概ね12ヵ月以内の融資実績（保証付、プロパー問わず）がある場合 ③申込人のグループ企業（信用保証協会および金融機関が同一企業と判定する先）に対し、プロパー融資残高がある場合																	
	定款（写）		必要に応じてご提出いただきます。																	
	信用保証料分割支払承認依頼書・分割徴収承認申請書	2124 2125 2126	信用（変更）保証料の支払方法を分割とする場合、保証申込または条件変更申込ごとに必要となります。 なお、保証の内容により3種類の様式があります。（詳細は第6章4を参照ください。）																	
	従業員数確認資料 従業員の数が右記の場合、確認資料として原則、次の（1）または（2）のいずれが必要となります。 （1）労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写） （2）日本年金機構等公的機		保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が下表に該当する場合は、従業員数の確認書類が必要となります。 <table><tr><td>業種</td><td>資本金</td><td>従業員数</td></tr><tr><td>製造業等</td><td>3億円超</td><td>270人超</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5,000万円超</td><td>45人超</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5,000万円超</td><td>90人超</td></tr><tr><td>政令特例業種</td><td colspan="2">該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超え</td></tr></table>	業種	資本金	従業員数	製造業等	3億円超	270人超	卸売業	1億円超	90人超	小売業	5,000万円超	45人超	サービス業	5,000万円超	90人超	政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超え
業種	資本金	従業員数																		
製造業等	3億円超	270人超																		
卸売業	1億円超	90人超																		
小売業	5,000万円超	45人超																		
サービス業	5,000万円超	90人超																		
政令特例業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超え																			

	関による証明書（写） ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類（写）を提出願います。 （ア）「法人事業概況説明書」 （イ）「健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届総括表」 （ウ）「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」 （エ）「貸金台帳」		ているもの
	外国人登録確認資料 次の（１）または（２）のいずれかが必要となります。 （１）住民票（写） （２）在留カード（または特別永住者証明書）（両面写）と印鑑証明書（写）		借入人（法人代表者、実質経営者含む）または連帯保証人が外国人である場合に必要となります。 ※詳しくは、第２章Ⅱ．４．を参照ください。
	根保証手形・電子記録債権銘柄表	2010	手形（電子記録債権）割引根保証の場合に必要となります。
	根保証更新約定書	2033	手形（電子記録債権）割引根保証の更新の場合に必要となります。
	手形・電子記録債権明細表	2009	手形（電子記録債権）割引根保証の場合に必要となります。
	手形信用調（写）		手形（電子記録債権）割引（根）保証の場合に必要となります。帝国データバンクコスモスデータや東京商工リサーチなどの信用情報が記載された書面でも代用可能です。
	宣誓書（土地売買業用）	2018	土地売買業の土地購入資金の場合に必要となります。 （投機目的の土地購入資金でない旨） ※信用保証委託申込書の必要理由欄に宣誓文言が印字された書式で保証申込する場合は添付不要です。
	受注工事明細表（一工事 5 百万円未満確認用）	2015	建設業で許可を必要としない場合に必要となります。 ※直近盛業期の 3 ヶ月分（連続でなくとも可）の工事実績を記載します。 ただし、以下の場合、原則として提出が不要となります。 【12 ヶ月決算】年商 5,000 万円以下の場合 【12 ヶ月未満】平均月商 500 万円未満の場合
	組合員名簿		組合での申込みの場合に必要となります。
	資金繰表	2007	必要に応じご提出いただきます、
	収支予定表	2006	申込金額が 1 億円以上で保証期間が 3 年超の場合に必要となります。ただし、金融機関所定の様式に代えることもできます。
	建物賃貸借契約書（写）		借家の店舗改装の場合に必要となります。
	家主の承諾書		必要となることがあります。ただし、新規出店等で賃貸借契約上に使用目的が明記されているなど、賃貸人が明らかに当該改修を把握していると判断できる場合は省略することができます。
	見積書（写）		資金使途が、建物の建築、機械等の設備資金の場合に必要となります。
担保を提	契約書等（写）		資金使途が、建物建築資金の場合に必要となります。 なお、原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。
	不動産登記簿謄本		新規担保提供時に、最新のものの写を提出願います。
	公図（地積測量図）		前回の利用時から変更のない場合は不要です。
	建物図面・各階平面図		※不動産登記簿謄本について、既に担保設定しているものは、申込日を基準として、3 年以内のものが必要です。
	住宅地図（所在地略図）		

		要約書は不可とします。 なお、「登記情報サービス」により取得した登記情報には法的な証明力がないことから、登記事項証明書の申受けが必要となります。
	担保物件写真	必要に応じて提出いただきます。 インターネットの地図アプリケーション等で最新の物件写真が確認できる場合はその写でも差し支えありません。
	土地賃貸借契約書（借地契約書）	借地上の建物を担保提供いただく場合に必要となります。
	地主の承諾書	
	担保調書	2008 信用保証依頼書（様式 2002）の貸付条件・内容等「備考（担保明細等）」に担保内容を記載しきれない場合に必要となります。
	先順位抵当権残高通知書	2008-1 適用する担保権の先順位に抵当権設定がある場合に必要となります。

2. 保証申込手続

（1）保証申込手続上の留意点

- ① 「信用保証委託契約書」（様式2001－1）の委託者欄および連帯保証人欄は、それぞれ本人の自署捺印が必要です。

また、「個人情報の取扱いに関する同意書」（様式2012）の住所、氏名欄も同様に本人の自署捺印が必要です。

自署でない場合は後日の紛争の原因ともなりますので、本人の自署捺印および保証人の保証意思の確認については特に注意が必要です。

《注意》
借入金額を訂正した「信用保証委託契約書」は使用できません。

- ② 申込人・保証人等が金融機関取引に通称名を使用している場合は、本名を記入し、本名の後に通称名をカッコ書きします。

また、申込人・保証人等が外国人の場合も同様に、本名（外国人名）の後に日本名（通称名）をカッコ書きします。

《外国人の取扱いについては第2章Ⅱ. 4. を参照ください。》

- ③ 許認可等を要する業種の場合は申込みの都度、許認可証等の確認が必要です。

《許認可等の確認については第2章Ⅲ. 4. を参照ください。》

- ④ 代理貸の場合は、「信用保証委託申込書」（様式2001）、「信用保証委託契約書」（様式2001－1）および「信用保証依頼書」（様式2002）に申込金融機関名を記入し、原金融機関の代理である旨の明記が必要です。

なお、代理貸を行う場合は、あらかじめ信用保証協会と「代理貸付に係る覚書」の締結が必要です。

- ⑤ 信用保証協会が様式を定めた申込関係書類については、所定様式を使用願います。

（２）保証申込を取下げる場合

- ① 信用保証書発行前に保証申込を取下げる場合は、取下げ理由を明記した一般文書（金融機関申請店代表者印の押印）による申出が必要です。
- ② 信用保証書発行後に保証申込を取下げる場合は、取下げ理由を明記した一般文書（金融機関申請店代表者印の押印）に「信用保証書」「貸付実行報告書」「信用保証料送金のご依頼兼信用保証料送金通知書」の添付が必要です。

３．貸金等債務を主債務とする保証契約等に係る公証人による保証意思確認手続きに関する取扱い

令和２年４月１日施行の民法改正により、事業性貸金等の債務について個人が保証人となる場合、保証契約締結（信用保証委託契約の場合は「保証（変更）承諾日」）の１ヵ月前以内に公正証書を作成することにより、当該個人の保証人の保証意思を確認することが必要となりました。（第４６５条の６第１項）

ただし、保証人になろうとする者（以下、保証予定者）が、改正民法第４６５条の９に規定する「一定の例外」に該当する場合は、公正証書の作成は不要です。

公正証書の作成時期が、保証契約締結の１ヵ月前以内ではない場合、または「一定の例外」に該当しないにも拘らず、公正証書を作成せずに保証契約を締結した場合は、その保証契約は無効になるため、保証申込にあたっては注意が必要です。

（１）公正証書作成の要否

次のいずれかに該当する場合は、改正民法第４６５条の９に規定する「一定の例外」に該当し、公正証書の作成は不要となります。（「一定の例外」に該当しない場合は、公正証書の作成が必要です。）

【被保証人が法人の場合】

- ① 主債務者の理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者（以下、「理事、取締役等」）
- ② 株式会社が主債務者である場合において、次のいずれかの者（以下、総称して「過半数出資者」）
 - ア．総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ）の過半数を有する者
 - イ．総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ウ．総株主の議決権の過半数を他の株式会社および当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

③ 株式会社以外の法人が主債務者である場合における、上記②に準ずる者

【被保証人が個人の場合】

- ① 主債務者と共同して事業を行う者
- ② 主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者

(2) 確認方法

保証付融資において、保証予定者が「一定の例外」規定に該当するかどうかの確認方法は次のとおりです。

【被保証人が法人の場合】

① 保証予定者が代表者のみの場合

ア．信用保証協会の保証付融資を初めて利用される場合または保証付融資を完済してから3ヵ月超経過後に新たに保証付融資を利用される場合

直近（保証申込受付日から3ヵ月以内。以下同様。）の商業登記簿謄本写の提出が必要です。

イ．既に保証付融資をご利用されている場合

原則、信用保証協会で保管している商業登記簿謄本で確認します。

※信用保証委託契約書等の記載内容が協会で把握している内容と整合しないなどの場合は、必要に応じて最新の商業登記簿謄本写を提出いただく場合があります。

② 保証予定者が「代表者以外の理事・取締役等」である場合

原則、保証申込の都度、直近の履歴事項全部証明書等写（※）が必要です。

ただし、当該連帯保証人が、同時に「過半数出資者」にも該当する場合は、次の③に記載する「直近決算の法人税申告書別表2」等による確認も可能です。

※履歴事項全部証明書のほか、次のものによる確認でも可能です。

ア．現在事項全部証明書

イ．登記情報提供サービスを利用した商業・法人登記情報

ウ．上記アおよびイのいずれでも確認できない場合は、取締役会議事録等

③ 保証予定者が①または②以外の関係人である場合（法人の役員ではないが、過半数出資者の場合）

基本的には「直近決算の法人税申告書別表2」（以下、別表2）で確認しますが、申受けが困難な場合は、「定款写」または「株主名簿」等で確認します。ただし、別表2以外で確認する場合は、直近の出資内容に変更がないことを代表者に確認のうえ、確認内容を記載した一般文書等の提出が必要です。

④ 上記のいずれにも該当しない場合

公正証書の作成が必要です。

この場合、上記のいずれにも該当しないことの確認資料を提出いただきます。

被保証人が法人の場合の取扱い

保証予定者の属性		根拠資料	公正証書の 要否
(1)	代表者	・保証協会で保管する謄本写で確認。 ・疑義がある場合に謄本等の追加提出を要請。	不要
(2)	代表者以外の 「理事、取締役等」	原則、直近3ヵ月以内の次のいずれかの写 ・履歴事項全部証明書 ・現在事項全部証明書 ・登記情報提供サービスを利用した商業・法人登記情報 (上記のいずれでも確認できない場合は、取締役会議事録等)	
	かつ過半数出資者でもある場合	次のいずれかの写し(基本的には①) ①直近決算の法人税申告書別表2 ②定款 ③株主名簿 ※②および③の場合は、変更がないことを確認。	
(3)	法人の役員ではないが、 過半数出資者		
(4)	上記(1)～(3)のいずれかにも該当しない	(2)および(3)の各エビデンスにより、いずれにも該当しないことを確認。	必要

【被保証人が個人の場合】

保証予定者が次の①および②のいずれにも該当するかを確認します。いずれにも該当する場合は、公正証書の作成は不要です。

① 配偶者であること

原則、直近の住民票写または戸籍謄本(本籍地の記載のないもの)写

② 主債務者が行う事業に現に従事していること

次のアおよびイの書類

ア. 専従者欄に当該保証予定者名が記載された確定申告書写

イ. 金融機関が借入人および当該保証予定者に、当該保証予定者が「現に従事している」ことを確認のうえ、「確認日時」、「確認場所」、「確認相手」および「確認した金融機関担当者名」を記載した一般文書

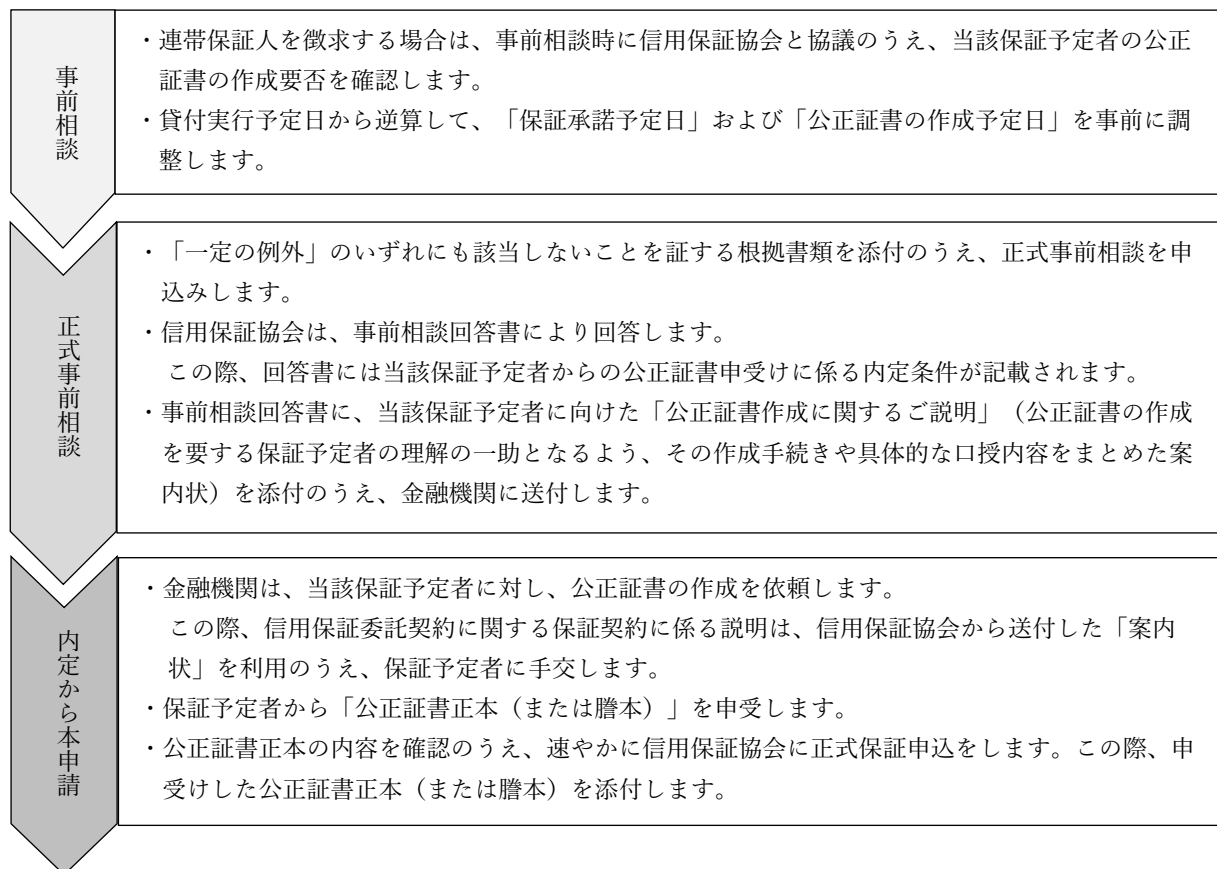
被保証人が個人の場合の取扱い

保証予定表者の属性	公正証書の 要否
配偶者であって、主債務者が行う事業に現に従事している専従者	不要
配偶者であるが、主債務者が行う事業に従事していない	必要
主債務者が行う事業に現に従事している専従者だが、配偶者ではない	必要

(3) 事前相談から保証承諾（信用保証書発行）までの流れ

保証予定者が「一定の例外」に該当するかを確認するため、事前相談により公正証書の作成要否を確認願います。

なお、公正証書が必要な取扱いは、すべて「正式事前相談」での申込みとなります。



(4) 留意事項

公正証書の作成が必要な場合、次の点に留意願います。

- ① 公正証書の作成が必要な場合、保証債務の金額に拘らず、保証意思の表示1件ごとに公正証書の作成が必要です。

保証付融資の場合は、「貸付契約の保証契約」（金融機関用）および「信用保証委託契約の保証契約」（信用保証協会用）のそれぞれに対し、公正証書を作成する必要があります。

- ② 保証予定者に対する公正証書作成に係る説明は、当該保証予定者の負担軽減のため、貸付契約分と信用保証委託契約分を併せて対応願います。
- ③ 保証付融資において、保証予定者に係る公正証書作成の要否に関し、金融機関と信用保証協会で見解が相違することは好ましくないため、基本的には金融機関判断と同一対応となります。

IV. 信用保証協会団体信用生命保険制度「保証協会団信」について

1. 制度の目的

保証協会団信は、被保険者である個人事業主もしくは法人の代表者（保証付融資の連帯保証人）が死亡または高度障害といった不測の事態に陥った場合に、生命保険会社から受け取る保険金で、金融機関に対する債務を弁済することにより、事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的とした制度です。

《注意》

保証協会団信の加入と保証諾否とは関係ありません。

2. 制度の仕組み

個々の保証付融資に関し、全国信用保証協会連合会（以下、「連合会」という。）と生命保険会社の間で、中小企業者等を被保険者とする団体信用生命保険契約を締結します。

保証協会団信付の保証債務が完済する前に被保険者が死亡または高度障害となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で取扱金融機関に対する債務を弁済することとなります。

3. 加入対象

個人事業主または中小企業者に該当する法人の代表者

※組合、医療法人を含め、保証の対象者であれば利用可能です。

4. 被保険者の要件

次に該当し、加入申込日（告知日）現在で満20歳以上満71歳未満の方です。

（1）個人事業主の場合は本人

（2）法人の場合は代表者であって、保証付融資の連帯保証人（複数いる場合は、その内1名）

※なお、被保険者が満75歳になると自動的に脱退となります。

5. 申込手続

(1) 中小企業者が保証申込をする際に、金融機関において保証協会団信の説明をし、加入を希望する場合には、「信用保証委託申込書」(様式2001)の所定欄に加入する旨を記入のうえ、保証申込書類とともに以下の書類を提出します。

- ① 団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書
- ② 「保証協会団信」申込書兼告知書(特約料口座振替依頼書を含む)

(2) 融資金額が5,000万円(申込口数が複数の場合は、融資金額の合計額)超の場合は、所定の様式による「健康診断結果証明書」の提出が必要です。

(3) 融資金額が5,000万円以下であっても、告知事項「あり」の場合は、(1)の書類を提出後に、生命保険会社から医師の健康診断書を要求されることがあります。

《注意》

融資実行後に加入することはできません。

6. 保証協会団信の対象となる融資

(1) 貸付形式

証書貸付の分割返済(手形貸付や当座貸越根保証等の根保証は対象となりません)

(2) 貸付金額

100万円以上2億円以下(1企業に対する保証協会団信融資の限度額は合計で2億円以下)

(3) 貸付期間

1年以上

7. 保障期間

(1) 保障の開始日

金融機関の貸付実行日

※5,000万円超の場合または5,000万円以下で告知ありの場合は、生命保険会社の審査を経て、加入承諾・不承諾が決定

(2) 保障の終了日

次のいずれかのうち、先に到来する日

- ① 死亡したとき
- ② 高度障害保険金の支払事由に該当し保険金が支払われたとき
- ③ 金融機関に対する債務を完済した日
- ④ 金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約に基づく償還期限の日の属する月の末日
- ⑤ 被保険者から脱退の申出のあった日の属する弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
- ⑥ 被保険者が満75歳となった日の属する弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
- ⑦ 告知義務違反等により加入資格を喪失したとき
- ⑧ 法人が債務者の場合には、被保険者である連帯保証人が代表権を失ったか、または連帯保証人でなくなったとき（ただし、代表者変更に際し、新しい代表者が加入要件を満たしていれば、保証協会団信の加入申込が可能です。）
- ⑨ 特約料が2ヵ月連続して口座振替不能となった場合、弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
- ⑩ 信用保証協会が代位弁済を行った日の属する弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日
- ⑪ 免責的債務引受等により債務者でなくなったとき

8. 特約料

- (1) 保証協会団信の加入者（債務者）は、連合会との「債務弁済委託契約」に基づいて、特約料を連合会に支払います。（年払い・掛け捨て）

特約料（年払い）の目安

<融資金額100万円、元金均等返済、据置期間なしの場合>

（単位：円）

返済期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
3年	3,790	2,160	760								6,710
5年	3,950	2,970	2,130	1,290	450						10,790
7年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320				14,950
10年	4,080	3,590	3,170	2,750	2,330	1,910	1,490	1,070	650	230	21,270

（令和2年4月1日改定）

※上記金額はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。

なお、特約料は将来変更される場合があります。

(2) 特約料・債務弁済金に関する税務当局の見解は次のとおりです。

被保険者	特約料	保険金による債務弁済金
個人事業主	必要経費とは認められません	所得税は課税されません
法人	損金に算入できます	益金となり課税の対象となります

※今後、税務の取扱いが変わる場合があります。

(3) 特約料の引落とし

貸付実行報告受領後に、連合会（指定の第一生命カードサービス株式会社が代行）が保証協会団信申込時に指定された口座から1年分の特約料を引落とします。

引落日は以下のとおりです。

1年目	原則として貸付実行日の属する月の翌月28日
2年目以降	貸付実行日の属する各年の応当月の28日

※1年目の引落としは事務手続きにより1ヵ月程度遅れることがあります。いずれの場合も、引落としの約10日前に第一生命カードサービス株式会社から被保険者へ通知されます。

9. 保険金請求の手続

被保険者が死亡または高度障害となった場合は、信用保証協会までご連絡ください。

なお、保険金の請求には次の書類が必要となります。

- (1) 死亡の場合は、「死亡の事実の記載のある住民票（除票または除籍謄本でも可）」および「死亡証明書」
- (2) 高度障害の場合は「障害診断書」
- (3) 「個人情報の取扱いについての同意書」
- (4) 当該融資に係る債務が特定できる次の資料

① 償還予定表（当初貸付金額、当初貸付実行日、最終予定返済日、約定利率が記載されたもの）

② 償還履歴表（保険事故発生日直前の取引日および残高が記載されたもの）

※(1)の「死亡証明書」および(3)については、信用保証協会から金融機関へ送付します。

※(1)の「死亡証明書」は、死亡日が保障開始日から2年以内の場合に必要となります。

※保証協会団信の詳細については、全国信用保証協会連合会で作成している「《保証協会団信》のご案内」ならびに「保証協会団信」申込書にセットされている「ご加入にあたって」を参照ください。（どちらも、全国信用保証協会連合会のホームページで確認することができます。）

一般社団法人全国信用保証協会連合会ホームページ（保証協会団信ページ）

<https://zenshinhoren.or.jp/danshin/index.html>

（こちらのサイトで特約料支払額の試算が可能です）